



けんこうくん

国民健康保険課からのお知らせです



あんしんちゃん

1 国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられます。

地方税法施行令の改正に伴い、令和5年度より賦課限度額が引き上げられます。

| | 医療分 | 後期高齢者支援分 | 介護分 | 合計 |
|-----|------|----------|------|-------|
| 改正前 | 65万円 | 20万円 | 17万円 | 102万円 |
| 改正後 | 65万円 | 22万円 | 17万円 | 104万円 |

2 法定軽減制度の対象となる軽減判定所得基準が引き上げられます。

低所得世帯に対する保険税負担を軽減するため、世帯主や世帯員の合計所得（軽減判定所得）が定められた軽減基準額以下となる場合、保険税の均等割額と平等割額の軽減を行っております。地方税法施行令の改正に伴い、令和5年度より5割軽減と2割軽減の軽減判定所得基準が引き上げられます。

| 軽減割合 | 改正前 | 改正後 |
|------|--|--|
| 7割軽減 | 43万円+10万円×(給与所得者等の数 ^{*2}) | 43万円+10万円×(給与所得者等の数 ^{*2}) |
| 5割軽減 | 43万円+28.5万円×被保険者数 ^{*1} +10万円×(給与所得者等の数 ^{*2} -1) | 43万円+29万円×被保険者数 ^{*1} +10万円×(給与所得者等の数 ^{*2} -1) |
| 2割軽減 | 43万円+52万円×被保険者数 ^{*1} +10万円×(給与所得者等の数 ^{*2} -1) | 43万円+53.5万円×被保険者数 ^{*1} +10万円×(給与所得者等の数 ^{*2} -1) |

*1 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療保険の被保険者に移行した者も含む。

*2 一定の給与所得と公的年金等に係る所得を有する者。

3 はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券の廃止について

宜野湾市では、国民健康保険被保険者の健康の保持増進を目的として、申請に応じて、「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券」を交付しておりましたが、国保財政健全化の取り組みの一環として、令和5年3月31日をもって、利用券の交付を終了する運びとなりました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4 「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在交付を受けている方は、有効期限が7月31日までとなっております。8月1日以降も適用を受けたい方は、7月3日(月)から更新申請の受付を開始していますので、8月末日までに窓口にてお手続きください。(申請には所得申告が必要となりますので、未申告の方は所得申告を済ませてから申請手続きをお願いします)

■受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15

■申請に必要なもの 対象者の被保険者証、来所する方(届出人)の身分証

国民健康保険課 ☎098-893-4411 保険税係(内線4245) 給付係(内線4223)